

令和7年 第8回湯沢町教育委員会定例会会議録

- 1 日時場所 令和7年8月27日(水) 午前9時30分より
湯沢町学園 2階 会議室

2 出席者

委 員：種村公夫教育長、南雲敬一委員、上村麻美委員、高橋延次委員

説明員：南雲子育て教育部長、南雲認定こども園長、平賀子育て支援課長、角谷教育課長、
田中管理指導主事

欠 席：新井恵委員

3 開 会

午前9時30分

4 議事録署名委員、日程の承認

令和7年第8回教育委員会の議事録署名委員を種村（教育長）、南雲委員とする。

議案2件、協議事項なし、報告連絡事項とする。日程及び議事順序を承認。

5 議案審査

議案第1号 湯沢町特別支援教育遠距離通学費等助成金交付要綱の制定について

（教育長） 議案第1号湯沢町特別支援教育遠距離通学費等助成金交付要綱の制定について、事務局提案をお願いします。

（子育て支援課長） 湯沢町の特別支援教育の遠距離通学費等の助成について、ご検討をお願いしたいと思います。町で障がいなどによって、認定こども園や湯沢学園に通えない特別な教育が必要なお子さんが、町の近辺にない学校に通学する時に 遠距離通学に対する負担軽減を図ることを目的として要綱の制定をさせていただきたいと思います。この要綱は、新潟県立の特別支援学校へ通学する幼児、児童、または生徒の遠距離通学に係る費用の負担軽減を行うために、当該費用の負担する幼児等の保護者等に対して、通学または帰省に要する費用の一部を助成するものとなります。通学に関しては、県で修学支援の事業があるのですが、それを受けているお子さんに対して、県で決まっているガソリン単価を少し上乘せする形で、距離に応じた費用を助成するといった形にしたいと思っています。また、大きくなると、寄宿舍とかに入のお子さんもいるので、そういう場合については帰

省費という形で実施したいと思います。これに関しては、今回、幼稚部、長岡豊学校の幼稚部に通いたいというお子さんがおりますので、その通学を支援してあげたいということで要綱を制定したいと思っています。よろしくお願いします。

(教育長) ありがとうございます。近隣市町村ではこういったものが制定されているのですが、これまで該当者がいなかったために湯沢町についてはまだ制定されていなかったということでした。今回そういう子供がおり、その子に対して助成できるように、また、今後同等の事案が発生した場合には適切に支援できるようにということでの要綱制定となります。内容としては、県が助成する分があり、それで不足する分、実費の中で不足する分を町が補填していく、そのような内容になっています。細かいことについては説明を省かせていただいておりますが、そういう趣旨の提案です。これについてご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

(委員) 実費の計算というのは、基本的には町で乗用車に乗って1キロとか、そのようなベースがあると思うのですが、それを少し教えてもらえませんか。

(子育て支援課長) 今回参考にさせていただいた22円という単価については、県で県職員が旅費単価として設定しているものを参考にさせていただきました。

(委員) 1キロ22円ということで県のほうで基本的には計算するわけですね。

(子育て教育部長) 湯沢町以外は、自分の車で出張することがあります。湯沢は行っていないのですが、津南や十日町さんもそうですが、1キロ当たりの単価は決まっています。この近辺も、もっと高いところはあるのですが、県が22円、十日町も22円だったのでしょうか。南魚沼市さんが20円だか、少し安いのですが。40円というところもあったりするのですが、その中で県が示している22円をベースに今回設定してあります。

(委員) 長岡の豊学校や基本的には南魚沼市の支援学校でしょうか。

(子育て教育部長) 総合支援学校は入りません。スクールバスがありますので。

(委員) そうなのですか。

(子育て教育部長) 基本的には、長岡の学校を考えています。

(委員) それは、県内の学校ということでしょうか。

(子育て支援課長) はい、そうです。

(委員) 県外になると、別になるのでしょうか。

(子育て支援課長) 大体のお子さんが県内のそういう特別支援学校に、新潟県の子は新潟県の特別支援学校に通うことになると思うので、一応県立のところということになります。

(委員) 県外に行く場合は、その市町村が助成をするのか。

(子育て支援課長) 引っ越せばそうなります。

(委員) そこは対象外ということですか。

(子育て支援課長) はい。

(教育長) これは通学なので、その学校に在籍することが必要なわけです。ですので、病院のように通うとかそういうものではなく、在籍をしてそこに必要な日数、定期的に通学する、その交通費の補助ということになります。在籍が可能かどうかということで他県になるとまた事情も変わってきます。今回についてはこのような事案が発生したために、まずそれにきちんと対応できるようにといったそのようなケースですので、また他のことが発生すれば、それにまたどういように対応するかについて、検討していくことになると思います。

(委員) ありがとうございます。

(教育長) よろしいでしょうか。

(委員) はい。

(委員) 考えてみれば、長岡はほとんど高速を使うのですが、高速代は入っていないのでしょうか。

(子育て支援課長) 高速代は、県で対象になります。

(委員) なるのですね。

(子育て支援課長) はい。

(委員) それでは、この計算とは別になるのですね。

(子育て支援課長) そうです。町の要綱には高速代は設けませんでした。県では、湯沢町から通う場合、60 キロ以上のところであれば高速代の該当になります。高速を使うことによって 30 分以上の時間が短縮できるというのが県の決まりであるため、湯沢の子は大体該当しますので、あえて高速代は設けませんでした。

(委員) 分かりました。

(教育長) あくまでも県の援助費で賄えない部分の補填ということですので、そのように要綱は設定されているということでもあります。よろしいでしょうか。

(な し)

(教育長) それでは、ただ今の特別支援教育遠距離通学費等助成金交付要項について、ご賛同いただける方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

(教育長) ありがとうございます。全員賛成ということで、要綱は制定されました。

挙手全員で議案第２号は承認

６ 協議事項

なし

７ 報告連絡事項

① 区域外就学の報告について

② 各課係より報告

・令和７年度全国学力学習状況調査の結果について

８ その他

① Ｒ７．１０月の委員会会議開催予定日について

第１０回湯沢町教育委員会会議は、１０月２４日（金）とする。

② その他

・委員の任期満了及び新たな委員について

９ 閉 会

午前１０時２３分

以上の会議録が相違ないことを確認してここに署名する。

令和７年９月２９日

署 名 委 員 種村 公夫

署 名 委 員 南雲 敬一